

令和2年度研修会等への補助事業実施要項

公益財団法人長崎県学校給食会

- 1 趣旨 本事業は平成21年4月から実施をしており、公益目的事業の一つとして、食育の推進事業を行う学校給食関係団体、個人を対象に活動助成を行います。
- 2 事業期間 4月1日～翌年3月末日
- 3 申請対象 (1) 食育に関する研修等を主催する団体
(2) 学校給食に係わる研究大会等に参加する個人
- 4 申請条件 (1) 申請期限は2月末日までとする。
(2) 申請は年度内1回限りとする。
(3) 個人による研修会及び研究大会の参加については、原則として当給食会行事予定記載の県外研修会を対象とする。
- 5 申請の流れ
 - (1) 申請
 - (ア) 団体
研修会等への補助金申請書（団体用）【様式1】と通帳コピーおよび事業計画書（予算書）等を提出する。
 - (イ) 個人
研修会等への補助金申請書（個人用）【様式2】と通帳コピーおよび旅費計算書を添付して所属長名（校長・センター長等）で提出する。
 - (2) 報告・請求
 - (ア) 団体
事業年度終了後に、事業報告書及び決算書（形式は自由）を提出する。
 - (イ) 個人
研修会及び研究大会終了後に、研修会等への参加報告書【様式3】を作成し、資料（開催要項等）を添付して提出する。

(3) 補助金振込

(ア) 団体

申請書を受領後、当給食会において精査を行い補助金を振り込む。申請額に変更があった場合のみ、変更額を通知する。

(イ) 個人

申請書を受領後、当給食会において精査を行い補助金を振り込む。

- 6 注意事項
- (1) 申請を取り消す場合（事業中止や研修会等への参加を中止した場合等）は、速やかに申請取消書【様式4】を提出すること。
 - (2) 振込先は公的に使用されている口座名を記入すること。
 - (3) ホームページから事業の詳細の確認や、申請書等のダウンロードも可。
 - (4) 各種書類提出時には当給食会配送便も利用可。なお、FAXやE-mailでの受付は不可とする。
 - (5) 補助額に変更がない場合、補助金振り込みの通知は行わない。
 - (6) 当給食会予算の範囲内で補助しているため、補助を断る場合がある。
 - (7) 補助事業を利用された方へ、当給食会広報誌の給食だよりへの寄稿を依頼することがある。

7 送付先 〒859-0403
長崎県諫早市多良見町市布1708-4
公益財団法人長崎県学校給食会

8 問い合わせ 総務課（担当：長嶋）
電話：0957-43-1321
FAX：0957-43-4618
E-mail：nagashima@nagasaki-kenkyu.or.jp